

## 呉市生活バス（倉橋地区生活バス）における運賃協議委員会の開催を要しない軽微な事案について

### 1 運賃協議委員会の開催を要しない軽微な事案を定める理由

この度、国土交通省から、事務負担の軽減のため、「運賃協議委員会」で協議の上、事前に定めた「軽微な事案」の事項に該当する場合は、「運賃協議委員会」を開催する必要がないことが示されました。

これまでであれば、協議運賃に関する事項は変更の都度、「運賃協議委員会」に諮る必要がありましたが、「軽微な事案」の事項として定めた事項については、変更の都度、同委員会を開催する必要がなくなるため、下記のとおり「軽微な事案」の事項を定めるものです。

### 2 定めようとする軽微な事案の項目と対象路線等

- (1) 均一運賃を適用する路線の路線定期運行又は路線不定期運行の系統において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替え、一部延伸やフリー乗降区間の設定があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合
- (2) 均一運賃を適用する区域運行において、乗降ポイントの新設や変更、運行エリアの拡大の設定があった場合（競合する路線がある場合、運行エリアの拡大により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合
- (3) 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- (4) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- (5) 新たな決済手段を追加する場合や既存の決済手段の機能等を追加する場合
- (6) 決済手段に係る乗車券取扱規則等を新たに追加する場合や変更する場合（運賃の減額、割引等に関する規定の追加、変更等する場合において、減額、割引等する運賃の額に変更が生じる場合を除く。）
- (7) キロ制運賃を適用する路線（系統）において、バス停を移設する場合でも、運賃額に変更がない場合

### 3 市民・利用者・利害関係者からの意見等

運賃改定等に関する意見の募集については、呉市ホームページのほか、SNS、呉市議会への行政報告、バス車内への掲示を行いました。

#### (1) 意見募集期間

令和7年7月23日（水）～同年8月6日（水）

#### (2) 募集方法

Web入力フォームのほか、郵送、FAX、電子メールによる方法

#### (3) アンケート結果

②倉橋地区	回答数		割合	
	定めてよい	定めるべきでない	定めてよい	定めるべきでない
項目1	2	1	67%	33%
項目2	2	1	67%	33%
項目3	3	0	100%	0%
項目4	1	1	50%	50%
項目5	2	2	50%	50%
項目6	1	2	33%	67%
項目7	1	2	33%	67%

